

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u> IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV－3－1 有価証券関連業に係る業務の適切性 IV－3－1－2 勧誘・説明態勢 （１）・（２） （略） （新設）	<u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u> IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV－3－1 有価証券関連業に係る業務の適切性 IV－3－1－2 勧誘・説明態勢 （１）・（２） （略） <u>（３）高年齢顧客への勧誘に係る留意事項</u> <u>高年齢顧客は、過去の投資経験が十分であったとしても、身体的な衰えに加え、短期的に投資判断能力が変化する場合もあることから、高年齢顧客に対する投資勧誘においては、適合性の原則に基づいて、慎重な勧誘・販売態勢を確保するとともに、問題のある勧誘・販売を早期に発見するためのモニタリング態勢を整備する必要がある。また、商品販売後においても、丁寧にフォローアップしていく必要がある。以上を踏まえ、以下の点に留意して監督するものとする。</u> ① <u>日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」(高年齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)を踏まえ、高年齢顧客に対する勧誘・販売に関する社内規則を整備するとともに、社内規則の遵守状況をモニタリングする態勢を整備しているか。</u> ② <u>商品の販売後においても、高年齢顧客の立場に立って、きめ細かく相談にのり、投資判断をサポートするなど丁寧なフォローアップを行っているか。</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(3) 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項 (略) (4) 投資信託の勧誘に係る留意事項 (略) (5) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項 (略) (6) 証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保） (略) (7) 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項 (略) (8) 監督手法・対応 (略) (中略)	(4) 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項 (略) (5) 投資信託の勧誘に係る留意事項 (略) (6) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項 (略) (7) 証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保） (略) (8) 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項 (略) (9) 監督手法・対応 (略) (中略)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u>	<u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u>
V－2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）	V－2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）
V－2－1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性	V－2－1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性
V－2－1－1 勧誘・説明態勢	V－2－1－1 勧誘・説明態勢
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 投資信託の勧誘に係る留意事項 (略)	(3) 投資信託の勧誘に係る留意事項 (略)
①・②・③ (略)	①・②・③ (略)
(新設)	<u>④ 高齢者顧客への勧誘による販売に係る留意事項については、Ⅳ－3－1－2 (3) に準ずる。</u>
(以下略)	(以下略)